

蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」着ぐるみ使用要綱

平成25年3月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 着ぐるみを使用できる者は、原則として公的機関並びに市内で活動する団体及び事業者とする。ただし、結婚式・披露宴に限定して個人への貸出を行う。

(使用申請)

第3条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 蓮田市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に該当するとき。
- (6) その他、着ぐるみの使用について不適當であると市長が認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

(使用期間)

第5条 着ぐるみの使用期間は、貸出日から返却日を含めて原則5日以内とする。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用許可を受けた者(以下「使用許可者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他、特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消)

第8条 使用許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを汚損した場合は、使用許可者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市長が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用許可者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用許可者が着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(市の責任)

第11条 着ぐるみの使用により、使用許可者が被った被害及び使用許可者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

着ぐるみ使用申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

申請者 住所

氏名 ⑩

（法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者氏名）

下記の通り、蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

- 1 使用用途
- 2 使用期間
- 3 連絡先（担当者、電話番号）
- 4 添付書類（企画書等）

様式第2号（第4条関係）

着ぐるみ使用許可書

年 月 日

様

蓮田市長

年 月 日付で申請のありました着ぐるみの使用については、下記のとおり許可します。

記

1 許可条件

- (1) 着ぐるみ使用申請書の申請内容のとおりを使用すること。
- (2) 蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」着ぐるみ使用要綱を遵守すること。
- (3) 蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」着ぐるみ装着要領に従って使用すること。
- (4) 着ぐるみを受け取る際は、本許可書を提示すること。

2 許可番号

第	号
---	---